

## 入札保証金及び契約保証金に係る事務取扱要領

平成 18 年 5 月 12 日制定  
( 18 荒管経第 198 号 )  
( 管 理 部 長 決 定 )

### ( 趣 旨 )

第 1 条 この要領は、荒川区契約事務規則(昭和 39 年規則第 8 号。以下「規則」という。)第 28 条の 2 及び規則第 58 条の 2 の規定に基づき、荒川区(以下「区」という。)が行う契約に係る入札保証金及び契約保証金の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### ( 入札保証金の免除 )

第 2 条 契約担当者は、規則第 12 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定に該当しない入札参加者に係る入札保証金について、特に納付させる必要があると判断した場合を除き、規則第 12 条第 2 項第 3 号の規定を適用し、納付を免除するものとする。

2 契約担当者は、前項の規定により入札保証金の納付を免除する場合にあって特に必要と認めるときは、入札公告、入開札通知書又は指名通知書により、入札の参加要件として、落札者が契約を締結しないときは落札金額の 100 分の 3 相当額以上の違約金を徴収する旨の条件を付すことができる。

### ( 契約保証金の免除 )

第 3 条 契約担当者は、特に納付させる必要があると判断した場合を除き、規則第 51 条第 2 項第 3 号から第 8 号までの規定を適用し、契約保証金の納付を免除するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、契約金額が 300 万円以上となる工事請負契約に係る契約保証金を免除することができるのは、契約の相手方が規則第 51 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定に該当した場合に限る。

### ( 保険証券の提出 )

第 4 条 入札又は見積競争の結果、契約金額が 300 万円以上となる工事請負契約の落札者又は契約候補者となった者若しくは相手方を指定して行う随意契約において契約金額が 300 万円以上となる工事請負契約の契約候補者となった者(以下「落札者等」という。)は、契約締結前に、規則第 51 条及び第 52 条の規定に従い、契約金額の 100 分 10 以上の契約保証金を納入するものとする。

2 落札者等は、前項の契約保証金について、当分の間、規則第 51 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定により納付の免除を受けることとし、規則第 53 条の定めに従って当該契約の保証保険契約に係る保険証券を提出しなければならない。

3 契約担当者は、前項の取扱いについて、入札公告、入開札通知書、指名通知書、見積提出依頼書、仕様書又は特記仕様書に記載し、当該入札又は見積競争の参加者及び落札者等に周知する。

### ( 契約締結時の取扱い )

第 5 条 落札者等は、落札又は契約候補者の決定後、速やかに必要な手続を実施し、記名押印した契約書とともに、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を契約担当者に提出しなければならない。

( 1 ) 公共工事履行保証証券の保証の場合 保証証券

( 2 ) 金融機関又は前払金保証事業会社の保証の場合 保証書

( 3 ) 履行保証保険契約締結の場合 保険証券

- 2 契約担当者は、前項の規定に基づいて提出された書類について、保証期間又は保険期間が当該契約に係る工期の全体を含むものであること、保障または保険の金額が契約金額の 100 分の 10 以上であること等を確認のうえ、提出書類を複写し、契約締結決定の手続を行う。
- 3 契約担当者は、契約締結決定後、提出書類を工事請負契約書や入札等関係書類、提出書類の写しとともに綴り、これを保管するものとする。
- 4 契約担当者は、緊急時の災害復旧工事等であり、契約締結の際に落札者等が前項に定める保証証券等の提出が困難と認められる場合は、保証証券等の提出を契約締結後に行わせることができる。この際、区との間で工事請負契約を締結した落札者等(以下「請負者」という。)は、速やかに保証証券等を提出しなければならない。
- 5 前項の規定により契約締結後に請負者から保証証券等を提出させたときの提出書類の確認、保管等は、第 2 項及び第 3 項の定めによる。

( 請負金額を変更する場合の取扱い )

第 6 条 契約担当者は、契約変更による請負金額の増額に伴い変更額が当初請負金額の 30% を超え、かつ、変更契約締結日から工期の末日までの期間が 1 か月以上ある場合に限り、請負者に対し保証の額の増額請求を行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、前金払又は部分払がある場合において、当初の保証の額が未払いの契約金額の 10 分の 1 以上あるときは、増額請求を行わない。
- 3 契約担当者は、第 1 項の規定による増額請求にあたっては、請負者に対して、増額後の請負金額の 100 分の 10 以上の保証となるよう請求するものとする。
- 4 請負者は、前項の増額請求があったときは、速やかに保証証券等の変更に要する手続を実施し、変更契約締結に係る承諾書又は変更工事請負契約書の提出にあわせ、変更に係る保証証券等を提出しなければならない。
- 5 契約担当者は、請負者が前項の手続を行うにあたって既提出の保証証券等の返還を求めた場合は、これを返還する。
- 6 契約担当者は、契約変更による請負金額の減額があった場合の請負者からの保証の額の減額請求については、原則として、これを認めない。ただし、特別の事情により減額請求を認めるときは、保証の額が減額後の契約金額の 100 分の 10 以上となるよう請負人に減額の請求をさせよう、請負人に保証証券等の変更など必要な手続を行わせるものとする。この際、契約担当者は、必要があるときは、第 5 項のとおり対応する。
- 7 契約担当者は、保証の額の変更があったときは、第 5 条第 2 項及び第 3 項の規定に準じ、提出書類の内容確認や保管を行う。
- 8 第 4 項及び第 6 項の保証証券等の変更手続に要する費用は、請負者が負担する。

( 工期を変更する場合の取扱い )

第 7 条 契約担当者は、契約変更により工期を変更する場合であって、変更後の工期が当初の保証の期間を超えるときは、次の各号のとおり取り扱うものとする。

- ( 1 ) 公共工事履行保証証券の保証の場合若しくは金融機関又は前払金保証事業会社の保証の場合 契約変更の手続にあわせ、請負者に対し、それぞれ必要な手続をとったうえで、変更後の工期に見合う保証証券等を提出させる。
- ( 2 ) 履行保証保険契約締結の場合 保険期間が工事の完成まで存していることから、契約変更の手続のみを行う。

2 契約担当者は、請負者に対し、履行の遅延により違約金を請求する場合は、保証期間内に工事完成が見込まれる期日が含まれるよう、当該保証期間を延長するものとする。なお、この際の手続等の取扱いは、前項の規定に準ずる。

(債務不履行が発生した場合の取扱い)

第8条 契約担当者は、請負者が次の各号のいずれかに該当し、当該工事請負契約に係る契約書条項の規定により契約を解除するときは、当該工事主管課長及び検査員に対し、速やかに工事現場の保全、出来形の確認をとるよう連絡する。

(1) 請負者の責に帰すべき事由により、工期内又は工期経過後相当の期間内に工事を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 請負者が、正当な理由なしに工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、請負者が関係法令等に違反したために契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(4) 請負者が、工事請負契約書条項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

(5) 請負者が、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当することが判明したとき。

2 契約担当者は、請負者が前項各号の規定に該当し契約を解除するときは、当該工事の既済部分を検査し、検査に合格する部分及び必要と認める持込工事材料がある場合は、検査合格分等に対して相当と認める金額(前金払又は部分払があるとは、既支払金額を控除した額)を支払い、その引渡しを受けるものとする。

3 契約担当者は、前項の場合において、既支払金額が検査合格分等に対して相当と認める金額を超えているときは、期日を指定し、当該期日までに請負者に超過金額を返還させるものとする。

4 契約担当者は、請負者が第1項各号の規定に該当し契約を解除したときは、請負者に対し、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を請求するものとする。この際、契約保証金は区に帰属するものとし、契約担当者は、区に提出されている保証証券等により保証金等の請求手続を行う。

5 契約担当者は、前項の保証金等の請求手続に関する書類を工事請負契約書等に綴り、これらを保管するものとする。

6 契約担当者は、第4項の保証金等の金額又は保証金等の金額に検査合格分等に対して相当と認める金額として請負者に対して支払うべき金額を加えた金額が違約金の金額に満たないときは、当該不足額を請負人から徴収する。

(工事完成時の取扱い)

第9条 契約担当者は、請負者が工事の完成を確認するための検査に合格したときは、保証証券等について、次の各号のとおり取り扱うものとする。

(1) 公共工事履行保証証券の保証、前払金保証事業会社の保証又は履行保証保険契約締結の場合 工事完成後においても、当該保証証券等を工事請負契約書等の関係書類とともに綴り、これを保管する。

(2) 金融機関保証の場合 請負者をとおして、当該保証書を当該保証を行った金融機関に返還する。この際、請負者から当該保証書の受領書を徴収し、これを工事請負契約書等の関係書類とともに綴り、保管する。なお、工事完成後において請負者から特段の請求がない場合は、返還しないものとする。